

衆議院内閣委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 3 月 31 日（水）、第 13 回の委員会が開かれました。

- 1 ①デジタル社会形成基本法案（内閣提出第 26 号）
 - ②デジタル庁設置法案（内閣提出第 27 号）
 - ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 28 号）
 - ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣提出第 29 号）
 - ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣提出第 30 号）
- ・菅内閣総理大臣、平井国務大臣、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - （質疑者）宮崎政久君（自民）、足立康史君（維新）、塩川鉄也君（共産）、川内博史君（立民）、森山浩行君（立民）、濱村進君（公明）、岸本周平君（国民）、平将明君（自民）、今井雅人君（立民）、後藤祐一君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

宮崎政久君（自民）

- （1） マイナンバーとひも付けした預貯金口座情報の利活用
 - ア 利用範囲を災害時と相続時に限定した趣旨
 - イ 養育費不払いに関する強制執行手続
 - a 今後、同手続を含めて利用範囲を拡大する可能性
 - b 法制審議会の検討を踏まえ、同手続にひも付けした口座情報を利用することについての法務省の見解
 - c 子供の貧困を解消するため、同手続をワンストップ・ワンズオンリーで行う必要性
- （2） 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けた平井国務大臣の見解

足立康史君（維新）

障害者就労移行支援及び就労継続支援の利用

- ア 全ての障害者についてテレワークによる利用を認める報酬改定を行った経緯
- イ 利用者が生活保護を受給する際の基準額にテレワークに係る通信費が認められない現状
- ウ テレワークによって就労する障害者について通信費を支援する必要性
- エ 利用者がテレワークに取り組むことによって工賃が向上する先進事例を周知する必要性

塩川鉄也君（共産）

- （1） デジタル改革関連法案の参考資料の誤り
 - ア 平井国務大臣は誤りの全容が把握された時点での報告を事務方に求めていたかの確認
 - イ 平井国務大臣が誤りについて国会への報告を指示した時期
- （2） 公務の公正性の確保
 - ア 内閣官房 IT 総合戦略室（以下「IT 室」という。）における本年 1 月 1 日時点の常勤職員数、非常勤職員数及び非常勤職員のうち民間企業出身者数
 - イ 非常勤職員のうち民間企業出身者は、兼業が可能であることから出身企業による給与補填が容認されていることの確認

- ウ LINE株式会社、ヤフー株式会社、Zホールディングス株式会社及びソフトバンク株式会社の出身者数及び該当者は非常勤職員であることの確認
- エ ウのうちの退職者
- オ LINE株式会社の出身者の業務内容
- カ 政府は行政機関がLINEを利用する際のガイドラインを策定するまでの間、機密性の高い情報を取り扱うLINEの利用を一時停止しているにもかかわらず、LINE株式会社の出身者が在籍していることの問題
- キ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律では、雇用継続型の場合に出身元企業の業務に従事すること及び給与補填を禁止している理由
- ク 民間企業から在籍外向型の非常勤職員としてIT室で勤務し、給与の補填も受けていることは、公務の公正性に疑念が生じるとの指摘に対する平井国土大臣の見解
- ケ デジタル庁に行政サービスを担う民間企業の在籍者が非常勤職員として勤務することによる公務の公正性への疑念

川内博史君（立民）

- (1) オリンピック・パラリンピック観客等向けアプリの開発に係る入札
 - ア 入札の公示日
 - イ 公示前にヒアリングを行った事業者数
 - ウ 総合評価落札方式における応札は1者であったことの確認
 - エ ヒアリング対象者は履行体制図に記載の会社であることの確認
 - オ 履行体制図に記載のある会社だけでなく、記載のない会社からもヒアリングを行ったことの確認
 - カ 履行体制図に記載の会社からもヒアリングを行い、入札の公示期間が実質4日半で1者応札であった本件入札の在り方に関する平井国土大臣の見解
- (2) 行政機関が保有する個人情報保護の取扱い
 - ア 令和元年度における国の行政機関等が保有する個人情報ファイル数
 - イ 国が保有する個人情報ファイルの管理業務を外国企業に委託又は再委託している件数
 - ウ サーバーが外国にある個人情報ファイル数
 - エ 行政機関が保有する個人情報ファイルの管理業務を外国企業に委託又は再委託することは、法令上問題がないことの確認
 - オ 内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）が作成している行政機関の保有する個人情報保護に関する統一基準
 - a 外国企業への委託やサーバーが外国にあることに関する基準の有無
 - b NISCが把握している各省における基準の作成状況
 - カ 行政機関が保有する個人情報ファイルの管理状況及びサーバーが国内に存在するかの状況を調査し、公表する必要性
 - キ 個人情報保護委員会と行政機関との関係
 - a 行政機関が個人情報保護委員会の調査を拒否したり、勧告に従わなかった場合の対応
 - b 最終的には内閣総理大臣が行政の長として当該行政機関に指示を行うことの確認
- (3) 日本年金機構においてマイナンバーが流出した可能性がある事案
 - ア 個人情報保護委員会が同機構に対する検査結果の通知文を通知した日
 - イ 同日の個人情報保護委員会の議事録に同機構に対して通知することを諮った記載がない理由
 - ウ 個人情報保護委員会はマイナンバーの流出を調査したかの確認
 - エ 同機構が保有する個人情報の入力を民間企業に委託し、本人の同意なく中国企業に再委託したことは、個人情報保護法違反であるとの指摘に対する厚生労働省及び個人情報保護委員会の見解

- (1) LINE株式会社の個人情報管理不備問題
 - ア 本事案が報道されてから現在までの、本事案に対する個人情報保護委員会の対応状況
 - イ 報道されてからの調査の進め方
 - ウ 個人情報保護法に基づく報告徴収の実施日
 - エ 立入検査の実施日
 - オ 韓国企業への委託及び中国企業への再委託におけるそれぞれの委託契約書の入手状況
 - カ 委託契約書の内容の合理性
 - キ 委託契約書の改ざんの可能性についての確認状況
 - ク 中国からのアクセスを遮断する以前におけるアクセスログの提出状況
 - ケ 報道されてから2週間経過した時点においてもアクセスログの提出を順次受けている状態であるという調査手法の妥当性
 - コ 立入検査を速やかに実施する必要性
 - サ 法的面又は実態面から立入検査が可能となるまでの期間
 - シ 韓国との間の個人データの越境移転に係るルール
 - ス 中国との間の個人データの越境移転に係るルール
 - セ 海外の会社への個人データの越境移転について、相手国の制度も踏まえたルールを整備する必要性
 - ソ 本事案における個人データの越境移転についての本人同意の有無
 - タ 個人データの越境移転について、他国への移転もあり得るとするのみで相手国を明示しない同社のプライバシーポリシーに基づく同意を個人情報保護法に基づく本人同意とみなす余地があることへの疑問に対する見解
- (2) 個人の権利利益の保護
 - ア 個人の権利利益の保護を図るための自己情報コントロール権、データポータビリティ権、忘れられる権利等がデジタル社会形成基本法案に明記されていないことについての見解
 - イ アに掲げる各権利の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる必要性
- (3) 学術研究目的における個人情報の取扱い
 - ア デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（以下「整備法案」という。）における、同目的での要配慮個人情報及び個人情報についての保護措置の内容
 - イ 同目的で取得した個人情報について、目的外使用の有無の確認や被害が生じた場合の救済措置など保護の強化を行う必要性
- (4) 従業者の転籍等に伴う事業者間での特定個人情報の提供
 - ア 整備法案における措置内容
 - イ 提供可能な情報が特定個人情報に限られること及び情報提供を望まない従業者への配慮の有無
 - ウ 個人情報の提供に係る本人同意が半強制とならないよう監視するとともに個人からの提訴を可能とする必要性
- (5) 地方公共団体情報システム機構
 - ア 最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人同意の取消しを可能とする必要性
 - イ 生成した署名利用者符号は、マイナンバーカードへの記録後に復元不可能な形で確実に廃棄されるよう省令で明記する必要性
 - ウ 情報システムに関する高度な専門的知識を有する人材の確保及び育成の機会を確保する必要性
 - エ 天下りの温床だとの批判が生じないよう退職後の国家公務員の再就職先としては認可しないようにする必要性
- (6) マイナンバーカード
 - ア カード不保持者も移動端末設備（スマートフォン等）への電子証明書の搭載を可能とする必要性

- イ 端末の紛失や変更により端末に搭載した電子証明書の削除の必要が生じた場合は、事業者へ当該電子証明書情報の削除の義務付け又は当該電子証明書が失効済みかつ復元不可能な形で削除済みであることの確認についての指導が必要との意見に対する見解
- (7) 預貯金口座への個人番号の付番により、法令に基づく調査以外で国が預貯金口座の利用状況を確認することはしないことの確認
 - (8) 平井国土大臣が昨年の政治資金収支報告書をオンラインによらずアナログ媒体で提出した理由及びその後の対応状況
 - (9) デジタル社会形成基本法案は、国民が義務を課されるものではないこと及び事業者の義務を最小限とすることの確認
 - (10) 地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進に当たり、地方公共団体独自の政策の実施の可否及び地方公共団体の負担への配慮についての平井国土大臣の見解
 - (11) デジタル庁の職員を民間から任用することについて、デジタル庁に勤務することによる民間復帰後のメリット及び民間への発注方法
 - (12) デジタル庁が復興庁と異なり時限の組織でない理由

濱村進君（公明）

- (1) NIST（アメリカ国立標準技術研究所）が作成したサイバーセキュリティの基準
- (2) CBPR（APEC越境プライバシールールシステム）の内容
- (3) データローカライゼーション規制を定める国における、経済安全保障の観点を踏まえたデータ管理の在り方

岸本周平君（国民）

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案
- ア デジタル又はマイナンバーに対して懸念を持つ者及び高齢者への配慮の在り方
 - イ 既存の事務において口座情報を取得している行政機関と連携する必要性
 - ウ 登録情報の正確性を担保する方法
 - エ 全ての預貯金口座にマイナンバーを義務的にひも付ける必要性
 - オ 預貯金口座の登録の進捗予測

（ここから内閣総理大臣出席）

平将明君（自民）

- (1) デジタルガバメントを進めていくこと及びその際の諸問題を解消することについての菅内閣総理大臣の決意
- (2) DX（デジタルトランスフォーメーション）及びデジタルガバメントを進めていく上で、個人情報保護委員会も含め個人情報保護の体制整備を強化することについての菅内閣総理大臣の見解

今井雅人君（立民）

- (1) デジタル社会の形成において、個人のデータを行政が握っていくには、まず行政への信頼が大前提であるとの考えに対する菅内閣総理大臣の見解
- (2) デジタル改革関連法案を進めていくに当たって、重要な役割を担う武田総務大臣が信頼感という点で不適切との考えに対する菅内閣総理大臣の見解
- (3) 総務省の接待等の事案に対する総務大臣の監督責任の有無

- (4) 時短営業に応じていない店を探し、深夜まで23人による送別会を行ったとされる厚生労働省が信頼される行政を行えるか否かについての菅内閣総理大臣の見解
- (5) (4)の事案に対する田村厚生労働大臣の監督責任の有無
- (6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案における条文の誤りに対する田村厚生労働大臣の監督責任の有無
- (7) 新型コロナワクチン接種に関するワクチン担当大臣補佐官の説明が不用意であったことから行政への信頼度が下がるとの考えに対する菅内閣総理大臣の見解
- (8) デジタル化の各スケジュールが計画どおりに進むか否かについての菅内閣総理大臣の見解

後藤祐一君（立民）

- (1) デジタル化を進めるに当たっては、国民にとって実質的に便利になること、デジタルが苦手な人が不利にならないこと、個人情報保護、セキュリティ確保及び国民を監視する手段にしないことが重要であるとの認識の有無
- (2) 菅内閣総理大臣のマイナンバーカード及びマイナポータルの利用状況
 - ア マイナポータルへのログインの有無
 - イ 健康保険証として使用するための申込みの有無
 - ウ 確定申告等の行政手続の有無
- (3) マイナンバー制度の関連国費の総額（マイナンバー法成立以降の9年間の累計）
- (4) (3)のコストパフォーマンスについての菅内閣総理大臣の評価
- (5) セキュリティの観点からの菅内閣総理大臣の携帯電話の利用状況
- (6) (5)について、私的な携帯電話を使用して行政や国政の重要事項について通話やメールをしたことの有無
- (7) 与野党の国会議員及び各府省の幹部官僚に対する携帯電話の通話及び位置情報等についての政府による情報収集の有無
- (8) (7)の情報収集の根拠法
- (9) 内閣情報調査室から菅内閣総理大臣への説明に個人情報に該当する情報は含まれているかの確認
- (10) (9)の場合において、その情報が他の行政機関から収集したものである場合、内閣情報調査室は、行政機関の保有する個人情報保護法第8条の規定（利用及び提供の制限）に基づいて情報提供を受けているか否かの確認
- (11) (10)の規定に基づいて情報提供する場合、全てホームページに掲載することになっているが、内閣情報調査室について掲載されていない理由

塩川鉄也君（共産）

公務の公正性の確保

- ア 民間企業からIT室に出向している非常勤職員について、在籍企業からの給与の補填を禁じられていないことが公務の公正性の確保に疑念を生じさせる可能性
- イ 民間企業からIT室に出向している非常勤職員が、出向元企業に都合の良いデジタル政策を実施することに対する歯止めの有無
- ウ デジタル政策の企画立案、総合調整を担うこととなるデジタル庁において、民間企業からの在籍出向者が多数勤務することにより官民癒着が問われることになる可能性

足立康史君（維新）

- (1) コロナ禍でのデジタル社会における障害者支援についての菅政権での取組

(2) 給付と負担の公正性の確保におけるデジタルの有効性

岸本周平君（国民）

預貯金口座とマイナンバーのひも付けを金融機関に義務付けることに対する菅内閣総理大臣の所見

（ここまで内閣総理大臣出席）

後藤祐一君（立民）

- (1) デジタル改革関連法案の参考資料等の誤りの再発防止策として、文書の確認体制をIT室に置くのではなく内閣官房及び内閣府官房部局における審査体制を拡充すべきとの考えに対する平井国務大臣の見解
- (2) 内閣情報調査室における個人情報の扱い
 - ア 関係省庁から内閣情報調査室への個人情報提供は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条に基づいて行われているかの確認
 - イ 同条の解釈
 - ウ 内閣情報調査室が関係省庁から受ける利用目的外の他の行政機関への個人情報提供が全て同条の規定に基づくかの確認及び当該提供に関する同条以外の根拠の有無
 - エ 内閣情報調査室が関係省庁から受ける個人情報提供が全て利用目的内であるか否かを関係省庁に確認し、当委員会に報告する必要性
- (3) LINE株式会社の個人情報管理不備問題
 - ア 中国企業に日本人の個人情報を扱わせることのリスクの確認
 - イ 当問題が個人情報保護法第22条及び第24条違反となる可能性
 - ウ LINE株式会社とその子会社であるLINEプラスとの契約書において、LINEプラスが日本の法令を守る義務が発生するかの確認
 - エ LINEプラスとLINE株式会社の孫会社である「LDTS DL」の間の契約書における「法令を遵守し」との文言が、中国の国家情報法の遵守も含むかの確認
 - オ エの契約書における「法令を遵守し」との文言を、中国の法令を含まないと解釈できる根拠
 - カ 中国政府又は中国共産党がLINE株式会社の持つ個人情報を収集している可能性
 - キ LINE株式会社の持つ個人情報が不正にアクセスされ得る状態になっている場合には、個人情報保護法ガイドライン8-6の技術的安全管理措置を満たしていないこととなるかの確認
 - ク LINE株式会社と同様に大量に個人情報を扱う事業者に対し、個人データの国内保管の義務付けを検討する必要性
- (4) 国及び地方公共団体の持つデジタルデータは、データの管理を外部委託した場合も含め、国内に置く方向を目指すかの確認
- (5) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会（以下「支払基金・国保中央会」という。）の持つ医療情報
 - ア 被保険者の医療情報が支払基金・国保中央会に一元化されているかの確認
 - イ 支払基金・国保中央会の持つ医療情報を制度上外部で知り得る者の有無

塩川鉄也君（共産）

公務の公正性の確保

- ア IT室への日本電気株式会社（NEC）、富士通株式会社、株式会社日立製作所及び株式会社NTTデータからの出向者数並びに当該出向者が非常勤職員であること及びそのうちの退職出向者数の

確認

- イ 民間企業からの出向者を非常勤職員として勤務させることが行政をゆがめる可能性
- ウ 非常勤職員の兼業を認めるか否かの線引きを定めたルールの有無
- エ 令和2年3月18日の衆議院内閣委員会における、カジノ管理委員会事務局に勤務する民間企業からの非常勤職員を常勤の任期付職員としたことについての自身の質疑に対する武田国務大臣（当時）の答弁内容
- オ IT室及びデジタル庁においても民間企業からの出向者を常勤化する必要性

足立康史君（維新）

- (1) 公正な負担と給付の確保
 - ア デジタル社会形成基本法案に対する修正案についての菅内閣総理大臣の答弁に関する補足説明
 - イ 公正公平な社会の実現をデジタル改革を担当する国務大臣としてサポートすることについての平井国務大臣の認識
- (2) 個人情報保護委員会によるLINE株式会社及びZホールディングス株式会社への立入検査
 - ア 立入検査に係る事実関係の確認
 - イ 立入検査が犯罪の嫌疑があることによるものでないことの確認
 - ウ 本日午前の立入検査により判明した事実の有無